

令和 8 年

阿南市議会 6 月定例会

市長所信

令和 8 年 6 月 1 日

おはようございます。

本日、令和8年6月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用にもかかわらずご参会いただき誠にありがとうございます。

また平素は、市政の各般にわたりご指導、ご尽力を賜っておりますことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

はじめに、永年議員表彰を受賞されました議員各位に一言お祝いを申し上げます。

去る5月11日、高松市にて開催されました第88回四国市議会議長会定期総会におきまして、奥田勇議員が議員在職28年以上、住友利広議員、横田守弘前議員が議員在職24年以上、平山正光議員が議員在職16年以上、喜多啓吉議員、湯浅隆浩議員が議員在職12年以上の特別表彰を、幸坂孝則議長、陶久晃一副議長、武田光普議員が議員在職8年以上の一般表彰を受賞されました。

また、5月27日に開催されました第102回全国市議会議長会定期総会におきまして、荒谷みどり議員が議

員在職30年以上の特別表彰を、福島民雄前議員が議員在職10年以上の一般表彰を受賞され、先ほど伝達が行われたところでございます。

受賞されました議員各位には、社会・経済各般にわたって変化の激しい時代の流れを的確に受け止められ、市政の進展と住民福祉の向上にご尽力なされました。そのご功績をおたたえ申し上げますとともに、長年にわたるご労苦に対しまして、心からの敬意を表し、お祝いの言葉にかえさせていただきます。

ここで所信を申し述べる前に、ご報告をさせていただきます。

先般、本市職員による公金の横領及び公文書改ざんという重大な不祥事が発覚いたしました。市民の皆様の信頼を著しく失墜させる事態を招きましたことにつきまして、市政を預かる者として、その責任を痛感するとともに、改めて、衷心より深くお詫び申し上げます。

本件につきましては、厳正なる調査の結果、当該職員を4月30日付で、懲戒処分の中でも最も重い免職処分

といたしました。また、本件の責任を重く受け止め、私自身の給与については、現行の10%減額に加え、さらに10%の減額を7月及び8月の2か月間実施することといたし、あわせて副市長、教育長、政策監についても、それぞれ現行の減額率に加え、同率を追加する形で減額措置を講じるべく、今議会に給与条例の改正案を提出させていただいております。さらに、上司を含む関係職員についても厳正な処分をいたしましたところでございます。

こうした事案を二度と引き起こさないため、再発防止策を徹底するべく、米田副市長をリーダーとした「公金等管理に係る再発防止検討委員会」を設置し、去る5月7日に第1回目、5月19日に第2回目の会議を行いました。

同委員会では、まず、本市における公金等管理体制の現状を把握するため、全ての部署に対して公金等管理に関する調査を実施し、管理方法やチェック体制の課題を洗い出すとともに、8月末までには再発防止に向けた具体的な改善策を講じてまいります。

加えて、全職員を対象としたコンプライアンス研修を  
今月18、19日の両日に実施し、法令遵守意識の徹底  
を図ることで、失われた市民の信頼回復に全力を尽くし  
てまいり所存であります。

それでは、新たな総合計画に掲げた6本柱に沿って、  
市政の重要課題について、ご報告申し上げます。

最初に1つ目の柱「災害に強く安全・安心な阿南」の  
創生では、まず、徳島南部自動車道「小松島南インター  
チェンジ～阿南インターチェンジ」間の開通についてで  
あります。

本年3月8日に開通いたしました「小松島南インター  
チェンジ～阿南インターチェンジ」間につきましては、  
市民が長年、待ち望んでいた高規格道路、本市初のフル  
インターチェンジが現実となったもので、私としても大  
変喜ばしく感じております。これも、本市におけるこれ  
までの積極的な中央要望活動が実を結んだものである  
と考えており、お力添えをいただきました市議会の皆様  
をはじめ、「阿南市高規格道路等建設促進期成同盟会」

など、全ての関係者の方々に対し、改めて感謝を申し上げます。

このたびは、3.2キロメートルという「ひと区間のみ」の開通ではありますが、開通直後の交通状況を国が調査したところ、この区間の交通量は平日12時間で約3,300台、また、開通区間に並行する県道22号、県道130号では交通量が約1割減少し、朝夕の通勤時間帯における交通渋滞がかなり緩和されているとのことであり、想像を超える効果が既に現れております。

近い将来、「徳島津田インターチェンジ」までが開通した際には、全国の高速道路網と直結し、本市における「命のみち」、「活力のみち」として、計り知れない程の効果を生むものと考えます。

今後は「徳島津田インターチェンジ」までの早期接続、また南進する「阿南安芸自動車道」の整備促進に向け、より一層効果的な要望活動となるよう、全ての関係者の皆様と力を合わせ、一丸となって取り組んでまいります。

次に、三谷川における「治水安全度の向上」についてであります。

徳島県が管理する２級河川「打樋川」の支川である「三谷川」流域は、これまで度重なる浸水被害に悩まされてきた地域であり、地元協議会から毎年のように治水対策の要望が寄せられ、また市議会におきましても、これまで繰り返しご議論いただいているところであります。

本市といたしましても、正に喫緊の課題であると認識し、粘り強く県に要望活動を行ってきた結果、昨年２月の後藤田知事への陳情を契機として、以後３回にわたって地元代表者など流域内の関係者が参画する「三谷川流域治水勉強会」が開催され、流域全体で取り組む浸水対策について情報共有を図ってまいりました。

この勉強会の中でいただいた地元からのご意見を踏まえ、本年３月には、三谷川での具体的な治水対策を盛り込む「三谷川河川整備計画」の素案が県より示されました。

この計画には、三谷川での堤防整備や河道掘削をはじめ、流域全体で進める既設排水機場の改築・増強の検討や「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく「特定都市河川の指定」など、さまざまな対策が盛り込まれており

ます。

このうち一つ例を挙げますと、三谷川がこの「特定都市河川」に指定されることにより、流域内での一定規模以上の「土地の改変」に対し、雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられるなど、住民の土地利用に関わる知事による「許可制度」が導入されることとなります。

こうした「雨水を一時的に貯留、また浸透する機能の確保」については、現下、治水安全度の向上が急務となっている三谷川流域において、流出雨水量の増加を抑制し、流域全体の浸水リスクを最小化させるための礎となるものであります。本市といたしましては、このたびの取組をこれまでの要望活動の成果として受け止め、三谷川流域における安全・安心な暮らしの実現につながる「河川整備計画策定」及び「特定都市河川指定」に協力を行い、積極的に後押ししてまいりました。

この「特定都市河川指定」につきましては、県及び本市において、これまで地元市議会議員の皆様に対するご説明をはじめ、地元協議会や自治会、また関係する各種団体等に対し、丁寧な説明を重ねてまいりましたところ、

本施策の推進に概ねご理解をいただくことができたものと受け止めております。

本市も、こうした三谷川を「特定都市河川」に指定する手続にあたっては「賛同」してまいりたいと考えており、引き続き、河川管理者である県と足なみを揃えながら地域の安全確保に取り組んでまいります。

次に、桑野簡易水道事業の統合に関する基本協定の締結についてであります。

桑野簡易水道は、昭和26年に創設され、以来約75年という長きにわたり、地域の生活や経済活動に欠かすことのできない水を安定的に供給し、地域に根差した重要な社会インフラの役割を果たしていただいております、その事業を運営する桑野簡易水道組合では、日々昼夜問わず施設や水質の適正な管理に努め、健全な事業運営にご尽力されてこられました。

しかしながら、水道事業を取り巻く環境が、人口減少や施設の老朽化、南海トラフ巨大地震への備えなど刻々と変化する中、当組合では、地域民営による水道事業の将来への不安から本市水道事業への事業移管を望まれ、

これまで本市と上水道事業への統合について協議を重ねてまいりました。

このたび、統合に向けた協議が整い、去る4月24日に桑野簡易水道の組合長をはじめ関係者のご出席のもと、「桑野簡易水道事業の阿南市水道事業への統合に関する基本協定」の締結を執り行ったところであります。

本協定では、効率的な施設運営と持続可能な水道システムの構築を図るための水道施設の統廃合や、更新整備など基本的な事項のほか、統合の時期を上水道と簡易水道の施設を接続する事業が完了した上で、必要な手続が完結した時点とすることを定めております。

本市としましては、当組合がこれまで築き上げてこられた歴史と事業移管への願いをしっかりと受け止め、統合の早期実現に向け、本協定に基づき、具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、B & G財団との災害時相互応援協定についてであります。

災害時における相互支援体制を強化することを目的として、先月19日に公益財団法人B & G財団と四国4

県の B & G 財団海洋センター等が所在する 21 市町との間で、「B & G 財団及び四国ブロック B & G 海洋センター等所在市町村間災害時相互応援協定」を締結いたしました。

本協定は、当該自治体の区域において地震等の災害が発生し、被害を受けた自治体のみでは十分な対策を講じることができない場合に、B & G 財団及び協定締結自治体が相互に協力、連携し、被災自治体の応急対策及び復旧、復興対策等を円滑に遂行することを目的としております。

本協定の締結により、B & G 海洋センターをはじめとする各市町の公共施設を避難所として活用したり、資機材等の提供や必要とする職員の派遣などを相互に協力できる体制が整い、発災後の生活再建に向けた行動に迅速かつスムーズに取り組むことができることとなります。

次に、2 つ目の柱「地域産業が伸びゆく阿南」の創生では、まず、椿泊漁港で建て替え工事が進められておりました徳島県立椿泊漁港荷さばき所の開所についてで

あります。

本施設は、高度な衛生管理と作業効率の向上により、水産物の付加価値を最大化する拠点として、県により平成30年度から整備が進められてきました。

本市も県営事業負担金を拠出するとともに、関連工事を含め着実な整備を推進しており、先月15日には県主催のもと、開所式が挙行されたところでもあります。

今後、本市といたしましても、本施設が県南における海産物の集出荷の要として、「椿泊ブランドの確立」、「魚価の向上」、さらには流通の最適化を図り、次世代へつなぐ持続可能な漁業の基盤となるよう、県や漁協等の関係機関と緊密に連携して取り組んでまいります。

次に、市内の企業を育てる政策手法であるエコノミックガーデニング推進事業についてであります。

本市では、地域に根差した中小企業が挑戦を続け、成長を遂げることを力強く後押しし、その積み重ねによって地域経済を活性化させる「エコノミックガーデニング」の考え方を中小企業支援の中核に据え、本年度から各種施策を本格的に展開してまいります。その具体的な

取組の一つとして、このたび「阿南市中小企業等振興支援補助金制度」を創設いたしました。

本制度は、人材確保や経営改善をはじめ、さまざまな課題に直面する市内の中小企業等の皆様の主体的な解決への取組に対し、その経費の一部を補助する制度であります。補助金の交付申請は、来月1日から開始する予定としており、広報あなん6月号に制度の概要を掲載し、周知を図っているところであります。

さらに、今月24日には、阿南市商工業振興センターにおきまして、「若者に選ばれる企業づくりセミナー」を開催いたします。

本セミナーでは、雇用政策に精通した「徳島経済研究所」及び「徳島労働局」から講師をお招きし、若年層の就職動向について統計データを基に分析するとともに、人材確保に向けた企業改革の方向性や国や本市の支援制度の活用などについて理解を深め、実践につなげていただきたいと考えております。

次に、阿南市生活応援商品券事業の実施についてであります。

本事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、物価高騰の影響を受ける市民生活の負担を軽減するとともに、市内消費を喚起し、地域経済の活性化につなげることを目的として、本年5月1日時点において、本市の住民基本台帳に登録されている市民の皆様に対し、お一人当たり5千円分の商品券をお配りするものであります。

現在、円滑な商品券等の配布に向けて準備を進めており、郵送準備が整い次第、順次発送を開始し、来月末までに、郵便局職員による手渡しで、世帯主宛てに商品券をお届けする予定としております。

また、商品券の発送に先立ち、取扱店舗の募集を行ったところ、先月末現在で486店舗登録をいただいております。本年8月1日からの商品券の使用開始に向け、引き続き、取扱登録店舗の拡大に努めるとともに、多くの事業者のご協力を得ながら、円滑に事業を実施してまいります。

次に、道の駅公方の郷なかがわのリニューアルオープンについてであります。

道の駅公方の郷なかがわは、本市の北の玄関口として、平成12年の開設以来、道路利用者に快適な休憩場所を提供するとともに、特産品の販売や地域情報の発信を通じて、本市のPRに寄与してまいりました。

このたび、阿南市民間提案制度に基づき、東とくしま農業協同組合が実施する農産物直売所「とれとれ市公方」の増築工事と本市物産館の改修工事を終え、去る4月11日にリニューアルオープンいたしました。

今回のリニューアル工事では、物産館の機能充実に重点を置き、情報発信コーナーを設置し、本市の観光情報等を積極的に発信するとともに、本年10月に「全国足利氏ゆかりの会総会」を開催する機を捉え、道の駅の名称の由来である「阿波公方」に関する情報についても発信してまいります。

今後におきましても、東とくしま農業協同組合をはじめ、他団体と連携した物産企画展の実施など、道の駅ならではの取組を展開し、引き続き、多くの方々にご利用いただけるよう本市の魅力発信に努めてまいります。

次に、3つ目の柱「こどもまんなか笑顔あふれる阿南」

の創生については、まず、学校再編に伴うスクールバス等の運行状況についてであります。

本市のスクールバスは、令和6年度末に椿町中学校、そして、昨年度末に椿泊小学校が閉校したことを受けまして、今年度からは、対象となる児童生徒を小中学校3校へ通学させる、新たなルートを加えたスクールバスの運行を開始いたしました。この運行にあたりましては、子どもたちが安心して利用いただけるよう、学校見学を兼ねた事前の試乗体験を行うなど、円滑な通学支援に努めるとともに、運行事業者や各学校関係者と密に連携を図ることで、安全な運行体制で実施しております。

また、加茂谷中学校区におきましては、令和9年度の本格的な学校再編を見据え、「通学に特化した路線バスの実証運行」の取組を進めております。

この実証運行では、本市が新たに創設した「遠距離通学費補助金制度」を活用し、先行して加茂谷中学校区から阿南第一中学校へ通学する新1年生の路線バス利用を支援することで、既存の公共交通を活用した通学体制の有効性を検証してまいります。

今後も、地域の特性や実情を十分に踏まえながら、子どもたちが健やかに学び、安心して通学ができるよう、地域の実情に応じたきめ細やかな支援に努めてまいります。

次に、小規模特認校についてであります。

本年4月、阿南市立吉井小学校が、県内初の「小規模特認校」として新たな一步を踏み出しました。この制度の導入により、市外からの7名を含む、計15名の児童が入学また転入をいたしました。

加茂谷地区の豊かな自然環境を生かした「イノベーションスクール」としての魅力が、地域を越えて支持されたことを心強く感じております。

本市としましては、今後も教職員のスキルアップを目的とした研修等を通じて現場を支え、吉井小学校のスクールポリシーに沿った特色ある教育を実現することで、次世代を担う子どもたちの成長を支援してまいります。

次に、第一学校給食センターの学校給食調理業務の民間委託についてであります。

学校給食は、子どもたちの健康を支え、食の大切さを

学ぶ教育の一環として大きな役割を果たしております。

本市では、将来にわたり安定した給食の提供を継続するため、行財政改革の取組の一環として、給食の調理業務の民間委託を段階的に行っております。

令和5年度から民間委託を実施しております南部学校給食センターに続き、本年4月からは、新たに第一学校給食センターにおいて民間委託を開始したところがあります。

業務開始にあたりましては、昨年度に受託事業者の選定及び契約締結を経て、引き継ぎや研修等を行い、今年度からの円滑な移行に向けて、準備をまいりました。

その結果、衛生管理や業務運営において適切に履行されており、学校給食を安定的に提供できております。

次に、小学校の学校給食費無償化についてであります。

本市では、子どもたちの健やかな成長と子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることが喫緊の課題であるとの認識のもと、国の動向も踏まえながら、本年4月から小学校の学校給食費無償化を実施しております。

また、学校給食は、家庭の経済状況にかかわらず、全

での児童が等しくその恩恵を受けられる環境を整えることも重要であると考えております。

本事業の実施にあたっては、国の学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる給食無償化制度を活用いたしますが、基準額を超える部分については市が負担することとしており、子育て世代の保護者の負担軽減につなげてまいります。

今後も国に対して、小学校の学校給食費の完全無償化に向けた財政支援のさらなる拡充と、中学校の学校給食費の早期無償化の実現について、県市長会はもとより、全国市長会などとともに、引き続き私自らが先頭に立ち、強く要望してまいります。

次に、4つ目の柱「健康でひとに優しい阿南」の創生では、まず、将来を担う子どもたちの命と健康を守る子宮頸がん予防を目的としたHPVワクチン接種についてであります。

HPVワクチンは、過去に副反応への不安から国において積極的勧奨が差し控えられた時期もありましたが、ワクチンの有効性と安全性が確認されたことにより、令

和4年度から改めて積極的勧奨が再開されております。

子宮頸がんは、若い世代でも発症する可能性があり、ワクチンによって、原因となるウイルスの感染について約8割から9割の予防効果が期待できる数少ないがんの一つであります。

現在、本市では、国が推奨する接種時期に合わせ、中学1年生を対象に勧奨通知を送付してまいりましたが、このたび、徳島県小児科医会や阿南市医師会など5団体から、専門的知見を踏まえ、より早い段階から保護者の皆様に正しい情報を届け、十分に理解していただいた上で、接種を検討できる環境づくりを進めることが重要であるとのご提言をいただきました。このご提言を踏まえ、本市は今年度から新たに小学6年生を対象とした勧奨通知を行い、接種機会の確保と将来の子宮頸がん予防につなげてまいりたいと考えております。

今後におきましても、阿南市医師会をはじめ関係機関と連携しながら、正確な情報発信と丁寧な周知啓発に努め、安心してHPVワクチンの予防接種を受けられる環境整備に取り組んでまいります。

次に、クーリングシェルターについてであります。

本市では、熱中症警戒情報の運用期間における熱中症対策の一環として、今年度においてもクーリングシェルターの指定を行うことを一層推進し、市民の皆様が一時的に暑さをしのぎ、気軽に休憩場所としてご利用いただける「涼みどころ」の確保に取り組んでおります。

公共施設においては、これまでの市内公民館等18か所に加え、消防本部を開放し、また、民間施設におきましても現在の4か所に加え、ご協力いただける施設を増やしてまいります。

近年の猛暑の影響により、熱中症のリスクは年々高まっており、市民の生命と健康を守るためには、早めの予防行動が何より重要であります。

本市では、今後ともクーリングシェルターや「涼みどころ」の周知を図るとともに、広報あなんや市ホームページ、公式LINEなど各種媒体を通じて、こまめな水分補給や適切な冷房の使用など、熱中症予防に関する啓発を推進してまいります。

次に、5つ目の柱「歴史・文化とスポーツでにぎわう

阿南」の創生では、まず、「日亜プラネタリウム」についてであります。

このたび、一般財団法人日亜ふるさと振興財団より、市内の児童・生徒向けに科学センターで実施されている「科学センター理科学習」に役立ててほしいと、直径約7メートルのプラネタリウムドームをご寄贈賜り、去る4月17日に新たなプラネタリウムの完成を祝う式典を執り行いました。このドームは、住宅などに見られるドームハウスを転用して作られた国内唯一のもので、「日亜プラネタリウム」と命名されました。これにより、既存のものに比べ、収容できる人数は今までの約20人から倍の約40人となり、市内全ての小中学校においてクラス単位での学習が可能となったほか、バリアフリーにも対応し、車椅子のまま入場することも可能となりました。

また、先月のゴールデンウィークには、一般向けに「日亜プラネタリウム」のお披露目投映が行われ、全ての回で満席となるなど、市民の皆様に大きな関心を持ってご覧いただきました。

今後は、「日亜プラネタリウム」を最大限活用することによって、市民や市内の児童・生徒に自然や科学に親しむ機会の提供、さらには理工系人材の育成にも役立ててまいりたいと考えております。

次に、国史跡若杉山辰砂採掘遺跡の整備事業についてであります。

本遺跡は、令和元年度に国の史跡に指定され、昨年度から本格的に「史跡に安全に進入するための橋」と、段々畑エリアにおいて「動線を明確化するための園路」の整備工事を進めてまいりました。このたび完成しました橋は、県産材の杉を利用した木製の橋で、自然豊かな周辺環境に調和した素晴らしい出来映えとなっておりますので、橋の上を歩いていただき、自然と歴史を味わっていただければと考えております。

今後におきましても、令和11年4月の史跡開放・自由見学解禁に向け、本遺跡を阿南市を象徴する歴史文化の発信地として、また、地域活性化の起爆剤として生かせるよう着実に事業を進めてまいります。

次に、スタンドアップパドルボード（SUP）及びサ

ーフィンイベントについてであります。

本市では、「SUPタウンプロジェクト」によるまちづくりを推進しており、その一環として昨年8月、SUP及びサーフィンの初心者やそのご家族を対象とした体験型イベントを開催したところ、市内外から多数のご参加をいただき、参加者からも高い評価をいただくなど、本市の魅力発信とファン層の拡大に貢献したものと考えております。

今年度は、こうした取組をさらに発展させるため、和歌山県高野町から平野町長をお招きし、同様のイベントを8月に開催する予定としております。本市と高野町は、本年1月に「歴史友好都市提携協定」を締結したところであり、平野町長が学生時代に本市を訪れ、サーフィンに親しまれていたご縁も踏まえ、協定締結を契機とした今年度初の交流事業として本イベントを位置づけております。

今後とも、豊かな地域資源を活用した体験型観光プログラムをさらに充実化し、本市の魅力発信と交流人口・関係人口の創出拡大を図り、地域の活性化につなげてま

います。

次に、阿南の夏まつりについてであります。

例年6万人を超える来場者でにぎわう本市の夏の風物詩「令和8年度阿南の夏まつり」は、「市民が輝く、阿南の夏まつり！」をテーマに、7月25日と26日の両日にわたり、牛岐城趾公園や阿南市役所、富岡商店街周辺で開催いたします。

今年度は、阿南の夏まつりを次世代へと継承していくことを目的として、高校生や大学生を中心に「阿南の夏まつり学生実行委員会」を立ち上げ、若者ならではの感性や発想を取り入れながら、魅力ある夏まつりの実現に取り組んでおります。

本市も関係団体と連携を図りながら、市民の皆様はもとより、本市を訪れる多くの方々に楽しんでいただける魅力あふれるイベントとなるよう努めてまいります。

次に、熊本県合志市との姉妹都市提携についてであります。

本市と合志市は、令和元年10月に「阿南市・合志市パートナーシティ協定」を締結し、これまで両市に共通

するハンセン病の歴史を踏まえた人権教育や人権啓発などを進めてまいりました。

また、本年1月14日に荒木合志市長が本市をご訪問いただいた際には、両市の関係を一層強固なものとするため、これまでの連携を「パートナーシティ」から「姉妹都市」へと発展させていくことを確認し、先月29日に熊本県合志市におきまして、姉妹都市提携調印式を執り行いました。

今後の取組といたしましては、本年12月に開催される第30回阿南市人権フェスティバルに、国立療養所「菊池恵楓園」を舞台とした「希望の鐘」の合唱で広く知られる合志中学校合唱部を招聘し、本市の中学生とともに合同合唱を披露していただく予定としております。

この合唱を通じて、人権尊重のまちづくりを市民の皆様と共有するとともに、次世代を担う子どもたち同士の交流を深め、両市の友好と絆をさらに深める機会としてまいります。

最後に、6つ目の柱「地域の個性ときずなが輝く阿南」の創生では、まず阿南市版ふるさと納税の推進について

であります。

昨年度の「阿南市版ふるさと納税」の受入額は、約 9 億 3 千 3 百万円となり、過去最高を更新いたしました。

また、受入件数も 2 年連続で 5 万件を超え、昨年度に引き続き高い水準を維持しており、本市を応援して下さる関係人口の創出・拡大に着実につながっております。

本市の取組を応援いただいた皆様、そして返礼品の提供を通じて本市独自の制度を力強く支えていただいた事業者の皆様に、改めて深く感謝申し上げますとともに、全国の方からお寄せいただいた温かいご支援は、お一人お一人の皆様のご意向を踏まえながら、人口減少の抑制や地域経済の活性化をはじめとする各種施策に有効に活用してまいります。

今後におきましても、ふるさと納税制度の見直し等に柔軟かつ適正に対応しつつ、阿南創生の取組と魅力ある返礼品の P R に力を注ぎ、寄附金が地域に還元され、事業者の成長を促し、さらなる応援を呼び込む好循環を力強く創出してまいります。

次に、プロ野球二軍公式戦の誘致についてであります。

昨年度に引き続き、プロ野球ファーム・リーグの公式戦を、今月13日にJAアグリあなんスタジアムにおいて開催いたします。今年度は「オリックス・バファローズ対広島東洋カープ」の対戦カードで行うもので、「踊り渦巻く！阿波・とくしまシリーズ」と銘打ち、オリックス野球クラブ株式会社と本市が委員として参画する徳島県NPB開催実行委員会との共催により開催するものでございます。

当日は、浮亀連による阿波踊りのオープニングやABO60によるダンスパフォーマンスのほか、試合後にはオリックス・バファローズの選手による野球教室も予定しております。

市民の皆様に身近な場所でハイレベルなスポーツにふれていただく機会を提供することにより、スポーツ文化の普及と競技力の向上を図るとともに、地域のにぎわいの創出につながるものと期待しております。

次に、少年野球全国大会についてであります。

野球のまち阿南推進協議会の主催により、来月24日から27日までの4日間、JAアグリあなんスタジアム

ほか3会場において「野球のまち阿南第14回少年野球全国大会」を開催いたします。今年も北は北海道から南は沖縄まで、全国各地から選抜された全32チーム、総勢約700名の選手たちが熱戦を繰り広げます。

本市といたしましても、本大会の開催を心から歓迎するとともに、その運営を全力で支援してまいります。

スポーツには、人と人との絆を育み、地域に活力をもたらす力があります。子どもたちの真剣な眼差しとひたむきなプレーが、阿南の地を大いに盛り上げてくれることを心待ちにしております。

続きまして、今議会に提出させていただきました議案等につきまして、ご説明を申し上げます。

今回提出させていただきました案件は、専決処分の承認案4件、条例案4件、補正予算案1件、その他の案件1件の計10件、及び報告6件であります。

承認案につきましては、承認第1号及び第2号が条例の一部を改正する条例に係る専決処分、承認第3号及び第4号が令和7年度補正予算に係る専決処分でありま

す。

その主なものについて、ご説明いたします。

「承認第1号 阿南市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について」は、令和8年3月31日に地方税法の一部が改正されたこと等に伴い、阿南市税条例の関係部分を同日、専決処分により改正し、公布いたしましたので、地方自治法の規定により議会に報告し、承認をいただくものであります。

次に条例案につきましては、第1号議案から第4号議案で、いずれも条例の一部改正についてであります。

その主なものにつきましては、「第1号議案 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等が行われ、条例で独自利用事務と定める「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務」が準法定事務とされたことに伴い、関係規定について、所要の改正を行う必要があることから、条例を改正しようとするものであります。

次に、令和 8 年度の補正予算に係る議案といたしましては、「第 5 号議案 令和 8 年度阿南市一般会計補正予算（第 1 号）について」は、物価高騰に伴う小中学校における児童・生徒用及び指導者用タブレット機器購入の不足額について計上するほか、令和 8 年 4 月から本市小学校に入学した I 型糖尿病の児童に対する医療的ケアに対応するための看護師派遣業務委託料、水道事業における配水池の耐震化事業に伴って交付される徳島県水道施設強靱化支援事業補助金の危機管理対策基金への積立金、また、令和 8 年 4 月に採択となったとくしま農山漁村緊急投資事業補助金、さらに、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金の決定に係る事業費の補助などを実施するにあたり、必要額の補正を行うものであります。

次に「第 6 号議案 消防救急デジタル無線装置更新整備事業の委託契約について」は、去る 5 月 13 日付けで四電エンジニアリング株式会社と 1 億 5,070 万円で仮契約を締結しましたので、地方自治法及び議会の議決

に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、報告第1号から報告第6号の報告につきましては、報告第1号及び報告第2号は、交通事故及び道路事故に関するもので、それぞれ損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により、議会に報告するものであります。

また、報告第3号から報告第6号の一般会計等の各会計予算の繰越計算書の報告につきましては、地方自治法施行令及び地方公営企業法の規定により、議会に報告するものであります。

なお、任期満了に伴う教育委員会委員の任命、公平委員会委員の選任、及び固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、閉会日に追加提案をさせていただくことにしております。

加えまして、出入国管理及び難民認定法等の一部が改正されたことに伴い、マイナンバーカードと在留カード

等が一体化した「特定在留カード等」の交付を求める申請ができるようになったことから、現在、阿南市印鑑条例の一部を改正するため準備を進めているところであり、後日、追加提案をさせていただき、ご審議をお願いいたしたく存じますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案いたしました議案等の概要について、ご説明申し上げましたが、説明不十分な点も多いかと存じますので、今後のご審議を通じまして、ご説明並びにご質問にお答え申し上げたいと存じます。

何とぞ十分なご審議を賜り、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明にかえる次第でございます。

どうぞ、よろしくようお願い申し上げます。